

第110号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算（第10号）

目 次

説明書  
記載頁

1	障害児通所給付費	.....	P 1～3	(P 32～33)
2	工賃等補償支援金	.....	P 4	(P 32～33)



					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
32~33	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	1-1	障害児通所給付費	千円 23,510

## 1 概要

### (1) 背景

国から令和2年4月16日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業（以下「臨時休業」という。）の要請に伴い、長崎市内の学校において臨時休業が実施されたが、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加した。

### (2) 臨時休業

ア 長崎市立小中学校及び長崎商業高等学校

4月22日（水）から5月10日（日）まで

イ 県立中学校・高等学校・特別支援学校（※分散登校を含む）

4月22日（水）から5月24日（日）まで

### (3) 放課後等デイサービスの概要（令和2年4月1日現在）

ア 事業所数 65カ所

イ 利用者数（支給決定者数） 1,048人

内訳 小学生 692人

中学生 199人

高校生 157人

## 2 給付費の対象となる期間

令和2年4月22日（水）から同年5月24日（日）まで実施された臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用増加分について給付を行う。

## 3 事業内容

### (1) 報酬制度概要

放課後等デイサービスに係る報酬の額は、児童福祉法及び基準に基づき、各サービス毎の単位数に国が定めた地域毎の1単位あたりの単価を乗じて算定する。

放課後等デイサービスの主な単位

平日、授業終了後の利用	1日につき 830 単位
休業日、土日祝日及び春休み等の長期休業の利用	1日につき 961 単位
長崎市の単価	10.18 円

(2) 利用増加の主な内容

ア 新規利用者の受入分

臨時休業前は支給決定を受けていなかった児童等が、臨時休業に伴い新規に放課後等デイサービス給付費の支給決定を受け利用したことに伴い生じる給付費。

新規利用者 2人、利用日数 各12日…令和2年4月及び5月実績

$$2人 \times 12日 \times 961単位 \times 10.18円 = 234,792円$$

イ 従来利用者の利用量の増加分

臨時休業前から利用していた児童等が、臨時休業に伴い利用日数が増加したことによる給付費増加分。

増加した延利用日数 295日(58人)…令和2年4月及び5月実績

$$295日 \times 961単位 \times 10.18円 = 2,885,979円$$

参考	*臨時休業期間	4月22日(水)から5月24日(日)まで
従来分	週1回、土曜に利用	→4・5月中に5日利用
臨時休業期間	更に月曜～金曜を追加して利用	→4・5月中に19日利用
給付費		
従来分	5日×961単位×10.18円	=48,915円…(ア)
臨時休業期間	19日×961単位×10.18円	=185,877円…(イ)
(イ)－(ア)	14日×961単位×10.18円	=136,962円(増加分)

ウ ア及びイに係る各種加算分

各種加算 611,091単位(60人)…令和2年4月及び5月実績

$$611,091単位 \times 10.18円 = 6,220,906円$$

参考	
① 送迎加算	利用者自宅又は学校と事業所との間の送迎を行った場合 54単位/回
② 強度行動障害児支援加算	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員が、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合 155単位/日

エ 臨時休業期間中の休業日単価との差額分

臨時休業前から利用していた児童等で、臨時休業に伴う利用回数の変更はないが、平日利用から休業日利用に切り替えることにより生じる差額分。

休業日に切り替った利用延日数 10,324日(680人)…令和2年4月及び5月実績

$$10,324日 \times 131単位 \times 10.18円 = 13,767,880円$$

参考	
	月～金を利用している場合、4月及び5月中の臨時休業中に平日から休日へ切り替った日数 19日
給付費	19日×131単位(961-830)×10.18円=25,338円

オ 対象期間に増加した利用者負担額

400,000円(203人) …令和2年4月及び5月実績

参考(月額利用者負担額)

臨時休業前 8,000円 → 臨時休業後 10,000円 2,000円増

ア～オの合計額 23,510千円

#### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
23,510	17,633	5,877	—	—	—

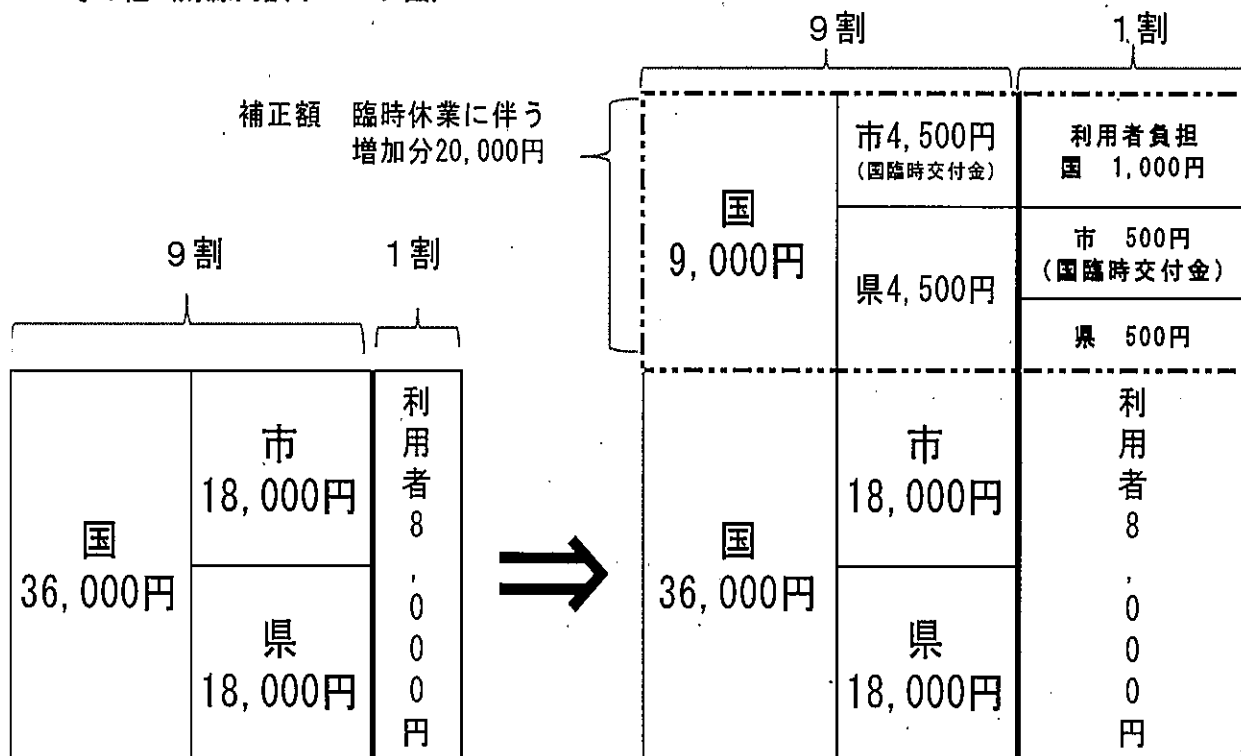
※1 国庫補助率 事業費(23,510千円)の1/2

(障害児入所給付費等国庫負担金及び障害者総合支援事業費補助金)

事業費(23,510千円)の1/4(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

※2 県補助率 事業費(23,510千円)の1/4

#### 5 その他(財源内訳イメージ図)



利用者A 従来分  
4月報酬(80,000円)

利用者A 臨時休業実施分  
4月報酬(100,000円)

\* 報酬額のうち、原則として報酬額の1割を利用者(保護者)が負担し、残りを国、県、市により給付費として支給される。

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
32~33	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	2-1	工賃等補償支援金	千円 6,900

## 1 概 要

障害者にとって就労によって得られる工賃は、障害者年金などと合わせて利用者の生活の支えになっている。しかしながら、就労継続支援事業(\*)において事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い受注等が減少し、利用者へ支払う工賃等の維持が困難となっているため、工賃等の確保を目的として就労継続支援事業を実施する者に対して、支援金の交付を行う。

\*一般企業等で雇用されることが困難な方に働く場の提供や就労に必要な知識能力向上の訓練を行っており、雇用契約を結ぶA型と非雇用型のB型がある。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業所

就労継続支援A型・B型事業者のうち、生産活動収入が減少し、令和2年1月以降、連続する3ヶ月の工賃が前年同期比で10%以上減少した期間がある事業所

### (2) 交付額

①令和元年度の工賃総額－(1)の対象期間の平均工賃月額×12月

②基準額 30万円

\*①と②を比較して安価な金額を補助する。

### (3) 対象経費

事業者が支払う利用者への工賃補填

## 3 事業費内訳

300千円(基準額)×23事業所=6,900千円

## 4 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
6,900	6,900	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 5 参考

サービス種類	事業所数	支給決定者数	平均工賃月額(R元年度)
就労継続支援A型	11カ所	282人	71,901円
就労継続支援B型	43カ所	1,359人	15,790円

※事業所数、支給決定者数は令和2年4月1日時点